

## 「学校・幼稚園における地震対策マニュアル」一部改訂版

※ マニュアル全体についての改善・改訂作業中です。

### 【I】大規模地震に係る基本的な対応

#### 1 「東海地震に関する情報」や警戒宣言への対応

##### ◆小学校・中学校（幼稚園）での対応

① 教職員の直接管理下（授業、給食指導、部活動指導中等）で「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び「警戒宣言」が発表された場合

- ・幼稚園・学校は休園・休校となります。
- ・園児・児童・生徒は原則として保護者へ引き渡し帰宅させます。
- ・交通機関利用者、留守家庭等で引き渡しできない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

### 2 地震発生時の対応

① 教職員の直接管理下（授業、給食指導、部活動指導等）で地震に遭遇した場合

#### ア 園児・児童・生徒の行動

##### 《揺れが発生したら》自分自身の身の安全を守る

- ・普通教室では、即座に机の下にもぐる習慣を身につけておくことが大切です。落下物や倒れやすい物、火の元等に注意し、危険なものに近づかないようにします。校庭の場合は、中央に集まるようにします。
- ・自分で行動することが困難な園児・児童・生徒については、教職員等が支援して安全な場所へ誘導します。
- ・特別教室や体育館、廊下等では、地震に遭遇した時、普通教室と環境が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させておく必要があります。
- ・普段から、自らの命を守るために必要なことがらを身につけ、地震発生時に適切な行動が取れるように判断力や行動力を育成することが重要です。

##### 《揺れがおさまったら》より安全な場所への避難

- ・基本的に、近くの教職員の指示または放送指示に従い避難します。近くに教職員がいない場合、自らの判断で行動しなければならない場面が想定されます。
- ・特に津波が発生した場合、どういう経路で高い場所へ避難するのか、あらかじめ理解させておくことが必要です。

#### イ 教職員の行動（授業担当者等）

##### 《揺れが発生したら》子どもの身の安全を確保する

- ・まず、園児・児童・生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭部を保護するようにします。
- ・緊急事態に遭遇して園児・児童・生徒がパニックに陥らないよう指導に努めます。

### 《揺れがおさまったら》より安全な場所への避難誘導

- ・揺れがおさまったら、園児・児童・生徒の安全を確認し、防災頭巾やヘルメットを着用させて、火の元の消火確認や避難路を確認します。
- ・けが人等を把握し、支援を必要とする園児・児童・生徒の状況把握、避難経路の確保の後、避難します。
- ・津波発生に備えた避難路の確認と職員間の連携した指示により避難を行います。
- ・教職員は、いろいろな災害の想定をし、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示ができるように、平素から訓練を行い、万全を期しておくことが必要です。

### ウ 職員室に在室する教職員の行動（管理職等）

- ・揺れが長く続いた時点、または、おさまった時点で緊急放送を行います。園児・児童・生徒の安全確保や避難について指示を行います。放送設備が使用できない場合もあるので、ハンドマイクの使用等、事前に伝達方法の共通理解を図っておくことが大切です。
- ・全体への指示を出す職員、校内を見回り状況を把握する職員、緊急放送・連絡を行う職員、教職員不在教室の園児・児童・生徒の状況を確認する職員など、役割分担によりすばやく行います。

### ② 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後等）で地震に遭遇した場合

- ・園児・児童・生徒が、あらかじめ訓練した対応や主体的な判断による対応ができるように避難訓練等で指導します。
- ・どの職員が、どの教室に直行するか、職員室には誰がいるかなど、行動のルールを事前に決め、職員の共通理解を図っておきます。

### ③ 社会見学、遠足等で遭遇した場合

- ・その状況によって臨機応変な対応が要求されます。具体的な対応については、あらかじめ非常時の行動計画を作成します。
- ・引率先と学校間の連絡方法についても、あらかじめ決めておきます。（災害ダイヤル、災害伝言板等の利用）

### ④ 登校、下校途上で遭遇した場合

- ・園児・児童・生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要です。周りの大人や子ども同士でも互いに助け合い避難することが大切です。
- ・保護者や地域の大人に、もし近くに子どもがいた場合、避難に協力してもらう必要が

あるので、保護者や地域に広く発信していきます。

- ・登校中に地震に遭遇した場合は、まず、電信柱の揺れなどで地震の大きさを確かめ、「カバンや持ち物で頭部を保護する」「建物、塀、崖下、川岸、自動車等から離れる」等の行動を取ります。その後、広い場所・高い場所へ避難します。道路等が安全であれば通学路を通り学校に登校します。
- ・下校中の場合は、原則として安全に注意しながら帰宅しますが、津波が発生する場合も想定し、海岸方向へは向かわないようにしなければなりません。
- ・登校中、下校中いずれも、その場の状況により危険度は同じではありません。したがって、「自らの命を守る」ことについての発達段階に応じた指導と、家庭や地域の大人の「子どもの命を守る」という協力が必要です。
- ・児童・生徒の自宅がある場所と学校までの距離や状況により、個別の指導や保護者との話し合いを十分に行い、自分はどうしたらよいかを決めておくことが重要です。その際、発達段階に応じて子どもにわかりやすく説明し、反復して確認を行います。
- ・交通機関を利用している園児・児童・生徒は交通関係者の指示に従って避難します。
- ・児童・生徒が自宅に避難した場合、保護者から学校に連絡をしてもらうなど、安全を確認します。

#### ⑤ 登校前の段階で地震が起きた場合

- ・登校前の自宅にいる段階で震度5弱以上の地震が発生した場合、または神奈川県沿岸地域に津波警報・大津波警報が発令された場合は、自宅待機（自宅から避難行動をとる）となります。その後、状況により登校するかどうかなど、必要な情報について各家庭に連絡をします。家庭に大人がいるかどうかの確認やいない場合の行動指示など、配慮が必要になるので、普段から把握や指導を行うようにします。

#### ◆ 支援が必要な園児・児童・生徒への対応

- ・あらかじめ緊急時の支援体制を確立しておく必要があります。個々の行動特徴を把握し、混乱が起きないように冷静な対応が必要です。また、そのための避難訓練を十分に行い、緊急対応について保護者との共通理解を図っておきます。

### 3 地震発生後の対応

#### ① 園児・児童・生徒の掌握

- ・全員の人員確認、けが人の確認を行います。必要に応じて応急手当、救急車の手配、または近隣の病院への搬送などを行います。また、精神的なショックを受けてしまう園児・児童・生徒も考えられるので、精神的な面での支援も必要です。
- ・避難していない園児・児童・生徒や教職員の捜索・救出、避難してからの救護にあたります。

## ② 二次避難場所への避難

- ・津波発生等により学校外への避難が必要と判断された場合、あらかじめ想定した場所及び経路の安全を確認後、避難を開始します。
- ・近隣の学校・幼稚園間で、避難についての連携が取れるよう、あらかじめ調整を行うことが必要です。（津波発生時の避難場所など）

## ③ 建物の被害状況ごとの対応

### ア 火災発生

- ・火災発生の有無を確認します。火災発生場所を認知したら他の教職員にも知らせ、初期消火に努めます。
- ・園児・児童・生徒については、最適な避難経路を選び安全な場所に誘導避難させます。

### イ 建物が損壊

- ・建物の損壊状況を確認します。校舎内や校舎の外側からも確認する必要があります。また、校舎周辺の状況も確認します。ガラスの破片、天井の落下、壁の剥離、階段の崩壊等の確認が必要です。
- ・火災が発生しなければ、園児・児童・生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次被害に備え、教職員の誘導のもと安全な経路を確認して、順次避難場所に避難させます。
- ・園児・児童・生徒のけがの発生のほか、精神状態にも平静さが欠けてしまうことが予想されるので落ち着いた行動が大切です。

### ウ 建物が倒壊

- ・建物が倒壊するなど被害が大きい場合、二次被害に備えて速やかに安全な場所に避難誘導します。
- ・安全に留意しながら被害状況の把握をします。複数の教職員で校舎内外の巡視を行います。目的は残留している園児・児童・生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は最終的には専門家に委ねます。
- ・崖崩れ、地面の陥没、亀裂等、危険な箇所がないか確認します。
- ・建物の安全が確認できたら安全な場所に避難します。
- ・園児・児童・生徒を脱出避難させるにあたっては、その場にいる教職員の判断に委ねられる場合が考えられます。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。

## ④ 教育委員会への報告

- ・教育委員会や必要に応じて警察署、消防署等関係機関への被害状況の報告を行います。連絡についてはいくつかの方法を考えておく必要があります。

## ⑤ 保護者への園児・児童・生徒の引渡し

- ・大磯町に震度5弱以上の大地震が発生した場合、または、神奈川県沿岸地域に津波警報・大津波警報が発令された場合、保護者（または保護者に依頼された人）が引き取りに来るまで、園児・児童・生徒は学校・園で保護します。（全校・全園共通の対応）
- ・混乱を防ぐため、津波警報・大津波警報が一旦発令されたら、解除されても引き取りは続行します。
- ・なお、津波等の状況により、学校・園外のより高所へ避難を行う場合もあります。あらかじめ、この点についても保護者に周知しておく必要があります。
- ・基本的に携帯電話が繋がらないなど「被害により保護者と連絡がつかない場合」があり得ます。もし、そのような事態になっても混乱しないように、あらかじめ決めておくもので、保護者に十分な周知が必要です。
- ・この場合、教育委員会から危機管理対策室に依頼し、町の防災無線（町内放送）により、引き取りについて全町一斉に放送します。しかし、被害状況により全部または一部の放送が不可能になることも考えられます。
- ◆ 支援が必要な園児・児童・生徒への対応
  - ・状況判断が適切にできない園児・児童・生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかり、パニック等に陥ることも十分考慮して対応しなければなりません。

## 【Ⅱ】 日常の対策

### 1 基本的な考え方

- (1) 各学校・園において、火災・地震等をあわせた防災計画を作成すること。
- (2) 津波対策について、あらかじめ避難経路及び避難場所を定め、教職員及び園児・児童・生徒に周知徹底を図り、計画的に訓練を実施すること。
- (3) 近隣の学校・園と避難について連携をとり、協力体制を作成すること。
- (4) 子どもの生命の安全確保を第一とすること。
- (5) 発達段階に応じて「自らの命を守ること」について日常的に指導すること。
- (6) 常時の管理・指導体制を確立しておくこと。また、体制等について保護者、地域への情報発信を積極的に行うこと。
- (7) 指揮・命令系統を明確にし、日常の訓練をしっかりと行うこと。